

## [事案 2021-205] 転換契約無効請求

・令和4年6月6日 裁定終了

### <事案の概要>

契約者変更手続だと誤信して、契約転換させられたことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成10年12月に契約した終身保険を、平成30年12月に組立型保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効として転換前契約に戻してほしい。

- (1) 転換前契約を担当した前任の担当者から、保険の見直しは絶対にすると言われており、転換した覚えもない。
- (2) 募集人から、転換前契約の更新に伴い保険料が上がると説明を受けたので相談したところ、本契約を個人名義から法人名義に変更すれば税金対策となると言われたことから、契約者変更をただけである。
- (3) 肺がんや脳卒中の病歴があるため、転換して障害保障特約を外すことはあり得ず、転換は募集人の成績のために行われたものとしか考えられない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人らは、申立人が代表を務める法人名義の口座から個人口座へ振替をしてほしいとの希望を受け、名義変更と同時に、転換前契約の特約更新時期が近かったことから、新しい契約に見直す方法を説明した。
- (2) 募集人らは、転換前契約の更新内容や本契約について説明し、転換した場合には、転換前契約の特約である障害保障特約がなくなることについて、複数回説明した。
- (3) 転換の申込書は、記載内容から、単なる名義変更請求書ではなく、新契約への加入申込書であることは明らかであり、申立人は、医師の診査を受けて告知書に署名をしている点からも、転換の意思を有していたと考えられる。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および申立人代理人、ならびに募集人2名に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約転換を契約者変更手続だと誤信していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。